

ご案内 仕事と生活の調和を図るために

コンサルタントを利用しませんか？ 個別訪問などの利用料は、無料です。

徳島労働局には、仕事と生活の調和を図るための取組み方法や、労働時間制度に関するご質問やご相談に対応する **働き方・休み方改善コンサルタント** が配置されています。

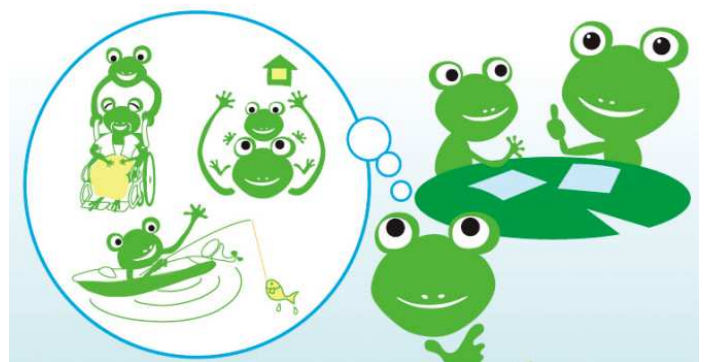
コンサルタントは、専門的な知識、豊富な経験を有した **社会保険労務士** です。
企業の相談内容に関する秘密は、守られます。

コンサルタントは、**個別訪問**によるアドバイスや相談にも応じています。

個別訪問によるアドバイスや**資料提供**を希望される場合は、下記まで連絡していただくか、**裏面**の申込書をファックスしてください。
(コンサルタントから、折り返し、連絡をさせていただきます。)

企業が抱える、次のようなお悩みや疑問に対応。

所定外労働を減らしたいが、どうすればいい？
変形労働時間制を導入するにはどうすればいい？
法定の休暇制度にはどんなものがある？
年次有給休暇の取得率をもっと上げたい。
年次有給休暇を計画的に付与したい。
労働時間設定改善法ってどんな法律？



問合せ・申込先

徳島労働局 労働基準部 監督課

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6 - 6 徳島地方合同庁舎 1 階

電話 088-652-9163

FAX 088-622-3570

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



徳島労働局労働基準部監督課あて
(F A X 0 8 8 - 6 2 2 - 3 5 7 0)

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

(申込の日) 平成 年 月 日

徳島労働局労働基準部監督課 御中

事業場の所在地

事業場の名称

担当者の職氏名

電話番号

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。

申込み企業の	労働者の数	人
	主な業務内容	
相談したい事項		

【個人情報の取り扱いについて】

本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者に提供することはありません。